

第 35 期 中 間 決 算 公 告
 中 間 貸 借 対 照 表
 (平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	47,472	預 金	1,758,763
コ ー ル ロ ー ン	116,532	コ ー ル マ ネ ー	2,027
買 入 金 銭 債 権	3,908	借 用 金	10,500
商 品 有 価 証 券	151	外 国 為 替	188
金 銭 の 信 託	30,001	社 債	15,000
有 価 証 券	442,510	そ の 他 負 債	18,535
貸 出 金	1,233,920	賞 与 引 当 金	1,196
外 国 為 替	580	退 職 給 付 引 当 金	9,707
そ の 他 資 産	24,963	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,264
有 形 固 定 資 産	12,992	支 払 承 諾	16,698
無 形 固 定 資 産	1,479		
繰 延 税 金 資 産	17,322	負 債 の 部 合 計	1,833,881
支 払 承 諾 見 返	16,698	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△ 36,487	資 本 金	24,167
		資 本 剰 余 金	19,775
		資 本 準 備 金	19,775
		利 益 剰 余 金	28,232
		利 益 準 備 金	4,392
		そ の 他 利 益 剰 余 金	23,840
		別 途 積 立 金	21,410
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,429
		自 己 株 式	△ 598
		株 主 資 本 合 計	71,577
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,197
		土 地 再 評 価 差 額 金	393
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,590
		純 資 産 の 部 合 計	78,167
資 産 の 部 合 計	1,912,049	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,912,049

中間貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
動産	2年～20年
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
8. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
9. 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,162百万円であります。
11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理
13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

	42 百万円
--	--------
16. 関係会社の株式総額

	8,322 百万円
--	-----------
17. 有形固定資産の減価償却累計額

	13,473 百万円
--	------------
18. 有形固定資産の圧縮記帳額

	2,251 百万円
--	-----------
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,291百万円、延滞債権額は66,438百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は73百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,474百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は86,277百万円であります。
なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,796百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 1,249 百万円
現金 31 百万円
担保資産に対応する債務
預金 1,216 百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券59,092百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は578百万円であります。
25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出

26. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,500百万円であります。
27. 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。
28. 1株当たりの純資産額 504円43銭
29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権が含まれております。30. についても同様であります。
満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当ありません
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
該当ありません
その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	27,544	40,080	12,535
債券	363,038	359,662	△ 3,376
国債	172,274	169,597	△ 2,676
地方債	72,271	72,257	△ 13
社債	118,492	117,807	△ 685
その他	25,219	26,437	1,218
合計	415,802	426,179	10,377

なお、上記の評価差額から繰延税金負債4,195百万円を差し引いた額6,181百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
また、当期において、その他有価証券で時価のあるものについて357百万円減損処理を行っております。
時価のある有価証券の減損処理にあたっては、中間決算日における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理するとともに、下落率が30%以上50%未満の銘柄について該当銘柄の過去一定期間の時価の推移を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	4,170
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	8,248
関連法人等株式	74
その他有価証券	
非上場株式	3,129
非上場外国証券	208
貸付債権信託受益権	2,793
投資事業有限責任組合に類するもの出資持分	500

31. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。
 満期保有目的の金銭の信託
 該当ありません
 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)
 該当ありません
32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、220,297百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が220,297百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|-------------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金損金算入限度額超過額 | 20,093 百万円 |
| 退職給付引当金損金算入限度額超過額 | 3,924 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,752 |
| 有価証券償却損金不算入額 | 965 |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 483 |
| 減価償却費損金算入限度超過額 | 237 |
| 未払事業税 | 27 |
| その他 | 1,136 |
| 繰延税金資産小計 | 28,620 |
| 評価性引当額 | △ 5,339 |
| 繰延税金資産合計 | 23,281 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 5,958 |
| 繰延税金負債合計 | △ 5,958 |
| 繰延税金資産の純額 | 17,322 百万円 |
34. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。
- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
 なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は78,167百万円であります。
 - (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
 - (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
 - (5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
35. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

36. 重要な後発事象

(連結子会社の譲渡並びに解散)

当行は、平成18年10月12日開催の取締役会において、当行の100%連結子会社である株式会社みちのく銀行(モスクワ)並びに北日本財務(香港)有限公司について、株式会社みちのく銀行(モスクワ)の株式会社みずほコーポレート銀行への譲渡、北日本財務(香港)有限公司の解散を決議いたしました。

1. 株式会社みちのく銀行(モスクワ)の譲渡

(1) 株式譲渡の理由

株式会社みちのく銀行(モスクワ)は、国内金融機関として初のロシア進出を果たし、現地での業務を展開して参りましたが、ロシア経済の発展に伴い、海外大手金融機関の進出や地元金融機関の成長による競争激化に晒されており、こうした環境変化に対し、地域に密着した営業基盤を柱として「地域最優の銀行」を目指す当行といたしましては、人材や資金等の限りある経営資源を地元集中し、地域金融機関として地元中心の営業展開を図ることが最善と考え、今回の譲渡を決定したものです。

(2) 譲渡先

株式会社みずほコーポレート銀行

(3) 譲渡日

未定

(4) 当該子会社の概要(平成17年12月31日現在)

①商号	株式会社みちのく銀行(モスクワ)
②事業内容	銀行業
③設立年月	平成11年4月
④資本金	4,476百万円(10億ルーブル)
⑤発行済株式数 (議決権の所有割合)	普通株式 10,000,000株 株式会社みちのく銀行 100%
⑥株主資本	5,053百万円
⑦総資産	10,214百万円
⑧従業員数	73名
⑨経常収益	890百万円(平成17年12月期)

(5) 譲渡する株式の数、譲渡金額及び譲渡後の議決権の所有割合

①譲渡株数	10,000,000株
②譲渡金額	未定
③譲渡後の議決権の所有割合	-%

(6) 株式会社みずほコーポレート銀行との業務提携契約の締結

当該子会社の譲渡に伴い、今後の当行におけるロシア向けサービスを引き続き展開するため、譲渡先である株式会社みずほコーポレート銀行と当行顧客向けのロシアにおける金融サービスや情報の提供を中心とした業務提携契約を締結することといたしました。

(7) 今後の見通し

今般の譲渡は、関係当局の認可を伴うことから、実現の時期はもとより、実現可否についても現時点では確定しておりません。

2. 北日本財務(香港)有限公司の解散

(1) 解散の理由

北日本財務(香港)有限公司は、有価証券投資を含む香港市場での資金取引業務及び香港、中国の金融、経済動向の調査・情報収集及び当行取引先への情報提供等支援業務を目的として業務を行って参りましたが、当初の設立目的を達成したことから、当該連結子会社を解散し、グループの人材や資金等の経営資源を地元集中するという海外戦略の見直しに伴い、解散を決定したものです。

(2) 解散日

平成19年3月期を予定しております。

(3) 当該子会社の概要(平成17年12月31日現在)

①商号	北日本財務(香港)有限公司
②事業内容	銀行業
③設立年月	平成5年9月
④資本金	3,135百万円(30百万米ドル)
⑤発行済株式数 (議決権の所有割合)	普通株式 30,000株 株式会社みちのく銀行 100%
⑥株主資本	4,648百万円
⑦総資産	11,398百万円
⑧従業員数	4名
⑨経常収益	649百万円(平成17年12月期)

37. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率11.34%

中間損益計算書

(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	23,461
資 金 運 用 収 益	17,351
（うち貸出金利息）	(14,161)
（うち有価証券利息配当金）	(3,007)
役 務 取 引 等 収 益	2,979
そ の 他 業 務 収 益	553
そ の 他 経 常 収 益	2,578
経 常 費 用	21,329
資 金 調 達 費 用	944
（うち預金利息）	(638)
役 務 取 引 等 費 用	1,952
そ の 他 業 務 費 用	273
営 業 経 費	13,683
そ の 他 経 常 費 用	4,476
経 常 利 益	2,132
特 別 利 益	61
特 別 損 失	567
税 引 前 中 間 純 利 益	1,626
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	17
法 人 税 等 調 整 額	△ 238
中 間 純 利 益	1,847

中間損益計算書注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 11円 92銭
3. 「その他経常費用」には、貸出金償却 847百万円、貸倒引当金繰入額 1,075百万円及び株式等償却 1,968百万円を含んでおります。
4. 当中間期において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 541百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
青森県内	営業用店舗 13か所	土地・建物	290
青森県外	営業用店舗 1か所	土地・建物	0
—	遊休資産	土地・建物・動産	250

営業用店舗については、原則個々の営業店をグループの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性の強い営業店についても同一のグループとしている)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については、各資産単位でグループングをしております。

なお、当中間期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は第三者による不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

第 35 期 中間 連結 財務 諸 表

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 6 社

会社名

株式会社 みちのくサービスセンター

株式会社 みちのくオフィスサービス

みち銀総合管理 株式会社

みちのく信用保証 株式会社

株式会社 みちのく銀行(モスクワ)

北日本財務(香港)有限公司

② 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 2 社

会社名

みちのくカード 株式会社

みちのくキャピタル 株式会社

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 2 社

9月末日 4 社

② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

中間連結貸借対照表

(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	46,774	預 金	1,760,007
コールローン及び買入手形	118,585	コールマネー及び売渡手形	2,027
買 入 金 銭 債 権	3,908	売 現 先 勘 定	367
商 品 有 価 証 券	151	借 用 金	10,500
金 銭 の 信 託	30,001	外 国 為 替	90
有 価 証 券	444,993	社 債	15,000
貸 出 金	1,239,426	そ の 他 負 債	22,894
外 国 為 替	1,925	賞 与 引 当 金	1,219
そ の 他 資 産	25,367	退 職 給 付 引 当 金	9,710
有 形 固 定 資 産	13,350	繰 延 税 金 負 債	21
無 形 固 定 資 産	1,490	再評価に係る繰延税金負債	1,264
繰 延 税 金 資 産	17,105	支 払 承 諾	16,698
支 払 承 諾 見 返	16,698		
貸 倒 引 当 金	△ 39,878	負 債 の 部 合 計	1,839,802
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	24,167
		資 本 剰 余 金	19,775
		利 益 剰 余 金	29,606
		自 己 株 式	△ 928
		株 主 資 本 合 計	72,621
		その他有価証券評価差額金	6,267
		土 地 再 評 価 差 額 金	393
		為 替 換 算 調 整 勘 定	817
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	7,477
		純 資 産 の 部 合 計	80,099
資 産 の 部 合 計	1,919,901	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,919,901

中間連結貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
動産	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

また、連結子会社に関するのれん524百万円につきましては、従来、5年均等償却を行ってまいりましたが、超過収益力等の減少により、当中間連結会計期間に一括償却し「その他経常費用」に含めて表示しております。
8. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
9. 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。
10. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,162百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から損益処理
13. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

	42百万円
--	-------
16. 関係会社の株式総額(子会社の株式を除く)

	19百万円
--	-------
17. 有形固定資産の減価償却累計額

	13,812百万円
--	-----------
18. 有形固定資産の圧縮記帳額

	2,770百万円
--	----------

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,812百万円、延滞債権額は67,595百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は73百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,474百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は87,956百万円であります。
 なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,796百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 1,622 百万円
 現金 31 百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 1,216 百万円
 売現先勘定 367 百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券59,092百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は584百万円であります。
25. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出
26. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,500百万円であります。
27. 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。
28. 1株当たりの純資産額 518円 65銭
29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権が含まれております。30. についても同様であります。
 満期保有目的の債券で時価のあるもの
 該当ありません
 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	27,544	40,080	12,535
債券	364,037	360,660	△ 3,377
国債	173,273	170,596	△ 2,677
地方債	72,271	72,257	△ 13
社債	118,492	117,807	△ 685
その他	34,338	35,645	1,307
合計	425,920	436,386	10,465

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 4,214百万円を差し引いた額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 0百万円を加算した額 6,251百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

また、当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて 357百万円減損処理を行っております。時価のある有価証券の減損処理にあたっては、中間決算日における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理するとともに、下落率が30%以上50%未満の銘柄について過去一定期間の時価の推移を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	4,170
その他社債券	579
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
関連法人等株式	19
その他有価証券	
非上場株式	3,129
非上場外国証券	208
貸付債権信託受益権	2,793
投資事業有限責任組合に類するもの出資持分	500

31. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。
 満期保有目的の金銭の信託
 該当ありません
 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)
 該当ありません
32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 220,297百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 220,297百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
33. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。
- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
 なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 80,099百万円であります。
- (2) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
- (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
34. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

35. 重要な後発事象

(連結子会社の譲渡並びに解散)

当行は、平成18年10月12日開催の取締役会において、当行の100%連結子会社である株式会社みちのく銀行(モスクワ)並びに北日本財務(香港)有限公司について、株式会社みちのく銀行(モスクワ)の株式会社みずほコーポレート銀行への譲渡、北日本財務(香港)有限公司の解散を決議いたしました。

1. 株式会社みちのく銀行(モスクワ)の譲渡

(1) 株式譲渡の理由

株式会社みちのく銀行(モスクワ)は、国内金融機関として初のロシア進出を果たし、現地での業務を展開して参りましたが、ロシア経済の発展に伴い、海外大手金融機関の進出や地元金融機関の成長による競争激化に晒されており、こうした環境変化に対し、地域に密着した営業基盤を柱として「地域最優の銀行」を目指す当行といたしましては、人材や資金等の限りある経営資源を地元へ集中し、地域金融機関として地元中心の営業展開を図ることが最善と考え、今回の譲渡を決定したものです。

(2) 譲渡先

株式会社みずほコーポレート銀行

(3) 譲渡日

未定

(4) 当該子会社の概要(平成17年12月31日現在)

①商号	株式会社みちのく銀行(モスクワ)
②事業内容	銀行業
③設立年月	平成11年4月
④資本金	4,476百万円(10億ルーブル)
⑤発行済株式数	普通株式 10,000,000株
(議決権の所有割合)	株式会社みちのく銀行 100%
⑥株主資本	5,053百万円
⑦総資産	10,214百万円
⑧従業員数	73名
⑨経常収益	890百万円(平成17年12月期)

(5) 譲渡する株式の数、譲渡金額及び譲渡後の議決権の所有割合

①譲渡株数	10,000,000株
②譲渡金額	未定
③譲渡後の議決権の所有割合	-%

(6) 株式会社みずほコーポレート銀行との業務提携契約の締結

当該子会社の譲渡に伴い、今後の当行におけるロシア向けサービスを引き続き展開するため、譲渡先である株式会社みずほコーポレート銀行と当行顧客向けのロシアにおける金融サービスや情報の提供を中心とした業務提携契約を締結することいたしました。

(7) 今後の見通し

今般の譲渡は、関係当局の認可を伴うことから、実現の時期はもとより、実現可否についても現時点では確定していません。

2. 北日本財務(香港)有限公司の解散

(1) 解散の理由

北日本財務(香港)有限公司は、有価証券投資を含む香港市場での資金取引業務及び香港、中国の金融、経済動向の調査・情報収集及び当行取引先への情報提供等支援業務を目的として業務を行って参りましたが、当初の設立目的を達成したことから、当該連結子会社を解散し、グループの人材や資金等の経営資源を地元へ集中するという海外戦略の見直しに伴い、解散を決定したものです。

(2) 解散日

平成19年3月期を予定しております。

(3) 当該子会社の概要(平成17年12月31日現在)

①商号	北日本財務(香港)有限公司
②事業内容	銀行業
③設立年月	平成5年9月
④資本金	3,135百万円(30百万米ドル)
⑤発行済株式数	普通株式 30,000株
(議決権の所有割合)	株式会社みちのく銀行 100%
⑥株主資本	4,648百万円
⑦総資産	11,398百万円
⑧従業員数	4名
⑨経常収益	649百万円(平成17年12月期)

36. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率11.52%

中間連結損益計算書
(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	24,535
資金運用収益	17,909
(うち貸出金利息)	(14,293)
(うち有価証券利息配当金)	(3,399)
役務取引等収益	3,340
その他業務収益	605
その他経常収益	2,680
経常費用	22,049
資金調達費用	1,075
(うち預金利息)	(732)
役務取引等費用	1,694
その他業務費用	286
営業経費	14,187
その他経常費用	4,804
経常利益	2,486
特別利益	62
特別損失	619
税金等調整前中間純利益	1,928
法人税、住民税及び事業税	108
法人税等調整額	△ 219
中間純利益	2,038

中間連結損益計算書注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 13円 20銭
3. 「その他経常費用」には、貸出金償却 847百万円、貸倒引当金繰入額 2,279百万円及び株式等償却454百万円を含んでおります。
4. 当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額591百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
青森県内	営業用店舗 13か所	土地・建物	290
青森県外	営業用店舗 1か所	土地・建物	0
—	遊休資産	土地・建物・動産	300

営業用店舗については、原則個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性の強い営業店についても同一のグループとしている)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については、各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は第三者による不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。